

計	画	期	間
---	---	---	---

令和 6 年度～令和 8 年度

高知県飼養衛生管理指導等計画

令和 3 年 4 月策定

(一部変更：令和 6 年 4 月)

高知県

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）（以下、「法」という。）に基づき、国が策定する「飼養衛生管理指導等指針」（以下、「指導指針」という。）に即し、本県における家畜の衛生管理の現状や課題への対応を踏まえ、家畜の飼養に係る衛生管理の改善を行い、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止を図るため、「高知県飼養衛生管理指導等計画」（以下、「指導計画」という。）を3年ごとに策定する。

はじめに

- （1）本計画は、法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- （2）法第12条の3に規定する家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準や、法第3条の2に規定する特定家畜伝染病の発生予防とまん延防止に係る措置を示した特定家畜伝染病防疫指針（以下、「防疫指針」という。）と併せ、本計画を適切に運用していくことにより、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止を図る。
- （3）本計画は、飼養衛生管理基準の遵守の指導等を中心に、衛生管理全般の指導等を実施する上での基本的な方向及び重要事項、実施体制等の方針を示すものである。
- （4）本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 高知県の畜産業の現状（令和6年2月1日時点）

（1）牛、山羊及びめん羊

乳牛は、43戸で32,959頭飼養されている。戸数は減少しているものの、1戸あたりの平均飼養頭数は増えるとともに、年々大規模化も進み、高知市内には500頭を超える規模のメガファームも存在する。また、農場の多くは平野部に立地しており、担い手も世代交代が進み、平均年齢も若く生産性の向上にも積極的に取り組んでいる。

肉用牛は、130戸で6,154頭飼養されており、その内訳は褐毛和種2,445頭、黒毛和種2,818頭、その他乳用種及び交雑種891頭である。農場の約7割が小規模の繁殖農家で、戸数は減少しているものの、400頭規模の法人経営体や若い担い手が経営を開始するなど、減少していた飼養頭数は近年増加に転じている。また、本県には主要な肉用牛産地の2か所に家畜市場が存在し、県内で生産された肉用子牛が取引されているため、家畜集合施設の衛生管理が重要となっている。

山羊は、6戸で32頭飼養されており、めん羊は、1戸で80頭飼養されている。

家畜衛生に関しては、比較的高齢者や新規就農者の多い肉用牛繁殖農家において、衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（遵守率 17%）、立入り者に関する記録等の作成・保管（29%）、衛生管理区域へ出入りする者の手指消毒（遵守率 46%）について、飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される傾向にある。

（2）豚及びいのしし

豚は、17戸で22,236頭飼養されており、そのうち繁殖（子取り）雌豚は2,305頭であ

る。ここ数年間は、農家戸数、飼養頭数ともに維持されている状況であり、規模拡大を予定している農家もある。いのししは、2戸で8頭飼養されている。

家畜衛生に関しては、令和2年度の飼養衛生管理基準の改正に伴い、新たに整備が必要となる豚舎等への防鳥ネットの設置、食品残さを原材料とする飼料の加熱処理については整備済みであるものの、畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用（遵守率 8%）、畜舎外での病原体による汚染防止（11%）など、飼養衛生管理基準の遵守が不十分である事例が散見される。

また、平成26年度には本県でも豚流行性下痢（以下、「PED」という。）が発生し、中国四国地方でも比較的早い段階での発生であったことから、本県の地理的条件に拘わらず、農場への各種病原体の侵入リスクは決して低くないと思われることから、農場に出入りする人や車両の消毒等、発生予防対策の徹底が重要である。

（3）家きん

家きんは、131戸で805,479羽飼養されており、その内訳は採卵鶏39戸285,210羽、ブロイラー20戸438,709羽、土佐ジロー58戸20,243羽、土佐はちきん地鶏4戸16,911羽、その他（合鴨、キジ、七面鳥、シャモ）11戸5,774羽である。ここ数年間は、農家戸数、飼養羽数ともに維持されている状況である。小規模経営が主体であるものの、10万羽規模の大規模施設も複数存在することから、ヒナの導入、飼料、卵や鶏肉の流通等を事前に把握し、予防対策のみならず、移動制限措置による流通への影響も考慮した総合的な対策が必要である。

家畜衛生に関しては、100羽以上を飼養する家きん農場では、国が指定する飼養衛生管理基準の基本的な管理項目（7項目）については遵守率が100%である。しかし、7項目以外では、飼養衛生管理マニュアルの作成及び従業者等への周知徹底（遵守率 50%）、飲用水の給与（64%）などの遵守率が低い項目が認められる。また、100羽未満を飼養する小規模経営においては、衛生管理区域専用衣服の設置及び使用（82%）、衛生管理区域へ出入りする者の手指消毒（86%）等の項目が不十分である事例が散見される。

（4）馬は、17戸で738頭飼養されており、そのほとんどが競馬場、乗馬クラブで飼養されている。

（5）また、飼料運搬業者、死亡獣畜運搬業者など複数の畜舎に出入りする者、家畜市場など家畜を集合させる催物の開催者、と畜場など家畜の集合する施設の所有者その他の畜産業に関連する事業を行う者（以下、「関連事業者」という。）については、畜産業の生産性向上や広域的な流通等にとって必要不可欠なものとなっている。しかし、その一方で、県域を越えて広域的に移動しているケースもあり、疾病が発生した際には広域的に感染が拡大してしまう潜在的なリスクもある。さらに、複数の農場等が利用する、と畜場（県内2か所）及び家畜市場（県内2か所）における、日頃からの入退場時の車両消毒、専用衣服等の着用や踏み込み消毒槽の設置などの継続した交差汚染防止対策の実施が重要である。

- (6) こうした状況から全ての関係者が協働し、家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止に取り組むことが重要である。

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 概要

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、「特定家畜伝染病」という。）及び牛海綿状脳症のうち、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザについては、県内においても過去に発生が認められる。豚熱は、昭和41年の発生を最後に、県内における発生はない。また、高病原性鳥インフルエンザは、令和2年12月に宿毛市の採卵鶏農場で発生があった。

その他の監視伝染病については、県内でヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、豚丹毒が継続的に発生している状況である。特に豚丹毒については、近年増加傾向にある。また、破傷風、マレック病については、数年おきに発生している状況である。

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	・ヨーネ病については、大規模農場を中心に継続的に発生している。	・着地検査や定期検査により陰性を確認し、農場内への病原体の侵入を防止することが重要 ・また、発生農場では定期的な同居牛検査により、患畜の摘発淘汰を行うとともに、ハイリスク牛の更新等により、農場内でのまん延を防止を図ることが重要 ・さらに、日々の飼養衛生管理基準の遵守により衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延防止を図ることが重要
	・牛伝染性リンパ腫については、県内の乳用牛の飼養農場に広く浸潤し、継続的に発生している。	・着地検査や定期検査により陰性を確認し、農場内への病原体の侵入を防止することが重要 ・衛生対策ガイドラインに基づき、感染牛の分離飼育等、農場での感染防止対策が重要 ・また、日々の飼養衛生管理基準の遵守により、衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延防止を図ることが重要
豚	・豚熱については、昭和41年以降、本県における発生はない。	・野生動物の侵入防止対策や消毒の実施等の飼養衛生管理基準の遵守により、農場内への病原体の侵入を防止することが重要 ・また、野生いのししの浸潤状況検査を実施し、感染状況を把握することが必要
	・豚丹毒については、県内の養豚場に広く浸潤している。	・農場内で豚の発育ステージ毎に浸潤状況を把握するとともに、適切なワクチン接種により発生を予防することが重要 ・また、日々の飼養衛生管理基準の遵守により、衛生的な飼養環境を維持し、農場内でのまん延を防止を図ることが重要

鶏	・令和2年12月に宿毛市の採卵鶏農場で高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）が発生。 ・令和5年11月には、高知市、12月には土佐市において、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）の感染が確認されている。	・野鳥やネズミ等の野生動物の侵入防止対策や消毒の実施等の飼養衛生管理基準の遵守により、農場内への病原体の侵入を防止することが重要 ・また、死亡野鳥の検査等を実施し、感染状況を把握することが重要
---	--	---

3 各主体における課題

A) 家畜衛生の推進に係る協働体制の構築

- (1) 家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等とさらに協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。
- (2) このため、県域及び各地域ごとに設立した衛生協議会において、関係者が相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び共有、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備や人員、資材の共有等、発生予防対策及びまん延防止対策について、協働体制を構築することが重要である。

B) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための備え

- (1) 畜産振興課及び家畜保健衛生所（支所を含む）（以下、「家保」という。）は、家畜の伝染性疾病の国内外における発生の状況や動向を迅速に現場に周知し、家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下、「家畜の所有者等」という。）及び関連事業者に対し、家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図る必要がある。また、農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、実効性のある指導等を実施する必要がある。

さらに、家保の家畜防疫員は、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るため、指導力の高位平準化が必要である。また、疾病ごとの症状の特徴、病原体の生存性、適正な消毒薬の使用方法等の獣医学的知見に加え、病性鑑定結果、飼養衛生管理状況、投薬状況等のデータに基づく効率的・効果的な指導の実践が求められていることも踏まえ、日頃から知識や技術の向上に努める必要がある。

- (2) 家畜の所有者等は、基本的備えとして、飼養衛生管理基準を遵守し、特に次の①～⑧についての取組を徹底することが重要である。
 - ① 飼養衛生管理者の設置
 - ② 農場ごとに飼養衛生管理マニュアルを作成し、家畜の所有者等、従業員及び衛生管理区域に立ち入る全ての者に周知を図り、当該マニュアルの内容を遵守するよう徹底する。
 - ③ 家畜の所有者等、従業員、関連事業者以外の者が衛生管理区域内へ立ち入らないよう、

境界の明確化及び侵入防止対策を講ずるとともに、立ち入った者の管理台帳への記録を確実に実施させる。

- ④ 衛生管理区域に出入りする者に対し、衛生管理区域の出入口において、衛生管理区域専用の衣服への更衣及び靴への履き替え並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
 - ⑤ 衛生管理区域に車両を出し入れする者に対し、衛生管理区域の出入口において、車両の消毒とともに、フロアマットの消毒等の車内における交差汚染防止対策を確実に実施させる。
 - ⑥ 畜舎等に入出入りする者に対し、畜舎等の出入口において、畜種ごとの飼養衛生管理基準の規定に応じた畜舎等専用の衣服及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
 - ⑦ 法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地を確保させる。
 - ⑧ 大規模農場においては、予め防疫措置計画を策定するとともに、防疫資材を備蓄するなど、万一、特定家畜伝染病が発生した場合に、迅速な防疫措置が実施できる体制を準備する。
- (3) 市町村及び生産者団体等は、最新の家畜衛生に関する情報の把握及び家畜の飼養農場に関する情報の収集に努めることが重要である。このことから、家畜の所有者等との関係構築を図り、県域及び各地域の衛生協議会において相互に連携を図るとともに、必要に応じて県が実施する取組に協力することが必要である。
- (4) また、市町村は、県及び生産者団体と連携し、特に次の①～⑤の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止に向けた事前対応について、県の求めに応じて積極的に取り組むよう努める。
- ① 家畜の伝染性疾病的発生予防とまん延防止の一端を担っているという認識の下、国及び県が行う家畜の伝染性疾病的発生予防とまん延防止の施策に協力する。
 - ② 家畜飼養農場の飼養衛生管理の状況確認に関する情報収集に協力する。
 - ③ 法第 21 条第 7 項に基づき、殺処分した家畜（家きん）の死体等の埋却地を確保するための公有地利用の調整、焼却施設又は化製処理施設のリストアップ及び発生時の利用の調整に協力するとともに、周辺住民への事前説明を実施する。
 - ④ 県、生産者団体、一般社団法人高知県猟友会（以下、「猟友会」という。）支部など地域の関係者等と協力し、野生動物の捕獲のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な野生動物対策の強化を推進する。
 - ⑤ 県、生産者団体等と相互に連携し、県域及び各地域の衛生協議会が行う家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止の取組に協力する。
- (5) 産業動物獣医師等は、家畜診療に併せて飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用して、定期的な指導に取り組むよう努めるとともに、家畜の伝染性疾病的に関する知識を修得し、疾病的の早期発見に努めることが必要であることから、県域及び各地域の衛生協議会

において相互に連携を図るとともに、必要に応じて県が実施する取組に協力することが必要である。

- (6) 畜産振興課及び家保は、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等に対し、家畜の伝染性疾病の発生時における初動対応について周知する。また、これらの関係者に加え、県庁内関係部局、自衛隊や家畜防疫に係る協定団体等とともに、発生を想定した訓練を行うことにより、迅速な初動対応が実施できる体制を整備する必要がある。

C) 生産性向上を阻害する疾病の低減

- (1) 家畜の所有者等は、呼吸器病や下痢症等の生産性を阻害する疾病（以下、「慢性疾病」という。）に対する理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、異状を呈する家畜を発見した場合は、家保に速やかに通報すること、と畜検査や病性鑑定結果等に基づく衛生対策を講じることが重要である。
- (2) 家保は、必要に応じて発生及び浸潤状況を確認するための検査を実施するとともに、地域における慢性疾病の発生状況等の把握に努める。また、家畜の所有者等から報告を受けた場合には、病性鑑定のための検査を実施するとともに、的確な衛生対策について指導を行う。

D) 動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する認識の向上

- (1) 畜産振興課及び家保は、抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等に対し、抗菌剤の慎重な使用に関する情報共有を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう監視及び指導を徹底することが必要である。
- (2) 獣医師及び家畜の所有者等は、抗菌剤を使用する際には、適切な病性の把握と疾病の診断に基づき、薬剤感受性を把握した上で、第一次選択薬から使用することが薬剤耐性対策の観点から重要である。

E) 野生動物への対策強化

- (1) 畜産振興課及び家保は、野生動物における家畜伝染病の浸潤状況を把握するため、猟友会、鳥獣対策課室や市町村等関係者と協力し、野生動物の捕獲や、浸潤状況を確認するための野生動物の検査を実施することが重要である。そのため、県域及び各地域の衛生協議会における相互の役割を確認し、消費・安全対策交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金の支援を活用するなど、継続して検査が実施できる体制の構築を進める。
- (2) 家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすため、衛生管理区域周囲の除草等を実施するとともに、衛生管理区域並びに畜舎、飼料倉庫、死体の保管場所及び堆肥舎等に野生動物の侵入を防止するための防護柵、防鳥ネット等を設置し、野生動物の侵入防止対

策を実施することが重要である。

4 家畜の種類ごとの課題

A) 牛、山羊及びめん羊

- (1) 大規模経営化が徐々に進んでいるものの、肉用牛の繁殖経営などでは約7割が小規模の農場であり、特に高齢者や新規就農者を中心に衛生管理区域の境界の明確化や出入口での車両消毒の実施等が必ずしも十分とはいえない状況にあり、対策の強化が必要である。

飼料の搬入、集乳、出荷や機械のメンテナンスに係る車両や作業者が、日常的に地域の複数の家畜の飼養農場に出入りするため、農場間伝播へのリスク管理として、出入りする車両及び者の消毒等の発生予防対策を適切に実施することが重要である。また、複数の農場等が利用する、と畜場（県内2か所）及び家畜市場（県内2か所）における、日頃からの交差汚染防止対策を継続することが重要となる。

さらには、遠隔地からの家畜導入、遠隔地への出荷や預託も行われていることから、遠隔地での疾病の発生状況も考慮しながら飼養衛生管理を行う必要がある。

- (2) ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫など、不顕性感染を示しながら生産性の低下に大きく影響する疾病が多数あり、これらの病原体の農場への侵入が認知されないまま、農場内から農場外にまん延する恐れもある。

特に、ヨーネ病は、発症までの期間が長いことから、サーベイランスにより農場のステータスを把握するとともに、家畜の導入に当たっては出荷元農場のステータス把握、個体の陰性確認、導入後の検査など、本病を農場に持ち込まない対策を講じることが重要である。

- (3) また、中山間地域においては、開放型の畜舎や放牧を取り入れた夏山冬里方式での飼養形態があるため、飼養衛生管理の高度化が難しい状況もある。特に肉用牛経営においては、母子同居による母乳哺育が行われており、母牛からの口タウイルス、大腸菌、コクシジウム等の感染による子牛の下痢症が頻繁に認められ、生産性に影響を与えている。

- (4) これらを踏まえて、家畜の排せつ物・敷料の適切な処理や定期的な清掃・消毒により牛舎内を清潔に保つとともに、子牛への初乳の適切な給与や成牛群との分離飼育など、日頃から適切な飼養衛生管理を行うことが重要である。このため、家畜の所有者等は、これらの疾病の侵入リスクを認識し、家保と協力して飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、サーベイランスへの協力、ワクチンの接種等により、発生の予防及びまん延の防止に努めることが重要である。

B) 豚及びいのしし

- (1) 平成30年9月に国内で26年ぶりに発生した豚熱及びアジア地域で発生が拡大しているアフリカ豚熱等の発生動向を踏まえ、飼養衛生管理基準等への速やかな対応が求められている。

また、豚熱及びアフリカ豚熱が発生した場合を想定し、その影響を最小限に抑えるための取組も重要である。

- (2) 家保は、平常時から家畜の所有者等との信頼関係を構築し、立入検査を的確に実施するとともに、農場における衛生管理状況の把握や指導に努める必要がある。

特に全ての豚等飼養農場において飼養衛生管理の遵守状況に関する自己点検についての一斉点検を3ヶ月に一度実施するとともに、不遵守がなくなるまで繰り返し、飼養者及び飼養衛生管理者に対して指導を行うことが重要である。

- (3) 農場での衛生管理区域の出入口の限定、外部車両が農場外で飼料の搬入や死亡畜の搬出を行える仕組み、豚舎の適切な配置や壁の設置等の外形的な対策が有効であり、衛生管理区域や畜舎に出入りする際の専用衣服等の着用、消毒の徹底による病原体の侵入防止対策が重要である。

また、食品循環資源の飼料給餌については、適切な加熱等の徹底した対策が必要である。

- (4) 特に、野生いのししの生息地域に所在する農場においては、野生いのししから豚熱等の病原体を農場内に侵入させないように、防護柵の設置などの対策を実施することが重要である。さらに、畜舎への防鳥ネット、金網等の設置による小動物の侵入防止対策も重要である。

- (5) 豚丹毒、PED、豚繁殖・呼吸器障害症候群（以下、「PRRS」という。）等、家畜の生産性を低下させる疾病については、不顕性感染を示すため、これらの病原体が、家畜の飼養農場へ侵入したことが認知されないまま、農場内から農場外にまん延する恐れがある。

このため、家畜の所有者等は、これら疾病の侵入リスクを認識し、家保と協力して飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、導入時検査、ワクチンの接種等の取組を適切に実施する必要がある。

C) 家きん

- (1) 令和2年度シーズン以降、毎年、高病原性鳥インフルエンザが発生しており、家保は、平常時から家畜の所有者等との信頼関係を構築し、立入検査を的確に実施するとともに、農場における衛生管理状況の把握や指導に努める必要がある。

特に高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃から、全ての家きん飼養農場において飼養衛生管理の遵守状況に関する自己点検についての一斉点検を実施するとともに、シーズン中は不遵守がなくなるまで繰り返し、飼養者及び飼養衛生管理者に対して指導を行うことが重要である。

- (2) 家きん飼養農場においては、規模拡大に伴いウインドウレス鶏舎での飼養が増加する一方で、比較的規模の小さな農場では、開放鶏舎での飼養や放し飼い施設等での野外飼養も行われている。野鳥からの鳥インフルエンザウイルス、ネズミからのサルモネラ属菌等の

感染が危惧されることから、防鳥ネット、金網等の侵入防止対策が重要である。

特に、種鶏場においては、初生雛が病原体に感染しないよう、飼養衛生管理基準の遵守と併せて衛生的な飼料の給餌、各種ウイルス病に対するワクチンの接種等の取組を適切に実施することが重要である。

- (3) マレック病、コクシジウム症、外部寄生虫病による皮膚疾患など不顕性感染を示しながら家畜の生産性を大きく低下させる疾病が多数あり、これらの病原体が、家畜の飼養農場への侵入が認知されないまま、農場内から農場外にまん延する恐れがある。

そのため、家畜の所有者等は、これらの疾病の侵入リスクを認識し、家保と協力して飼養衛生管理基準の遵守を徹底することが重要である。

また、令和4年から令和5年にかけては、鳥インフルエンザが世界的に流行したため、シベリア等の営巣地から国内に飛来した野鳥により鳥インフルエンザウイルスが持ち込まれ、国内の環境中のウイルス濃度が非常に高い状態となった中、複数の大規模養鶏場において高病原性鳥インフルエンザが発生し、防疫措置の実施に係る負担や鶏卵の需給への影響が増大した。これを踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図った上でなお、鳥インフルエンザが発生した場合を想定し、その影響を最小限に抑えるための取組も重要である。

D) 馬

馬は、特に軽種馬において運動が必須であり、野外での飼養が一般的であること、また、競技のために国内の移動があることから、各種器具・機材の消毒の実施及びインフルエンザ、破傷風等に対する適切なワクチンの接種が重要である。また、遠隔地からの導入もあるため、遠隔地での疾病の発生状況を考慮しながら、輸送前後の健康観察、衛生的な飼料の給餌、定期的な厩舎の清掃・消毒等を実施し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図ることが重要である。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者や生産者団体は勿論のこと、畜産振興課及び家保、市町村、関連事業者、獣医師等とも連携し、県域や地域において一体的に実施していくことが重要である。このため、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に飼養衛生管理基準を中心とした指導等を実施していくことが重要である。
- (2) 法第2条の2において「家畜の所有者の責務」が規定されており、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のためには、飼養衛生管理基準の遵守や家畜伝染病の早期発見及び早期通報が不可欠である。また、法第12条の3の2の規定により、家畜の所有者から選任され家畜と毎日接する飼養衛生管理者は、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルも踏まえ、少なくとも年1回以上、飼養する家畜の飼養衛生管理についての自己点検を行い、家保はその結果を家畜の所有者と共有し、不遵守項目の改善等を行う。

- (3) 畜産振興課は、指導計画を定め、原則として3年ごとに見直しを行う。指導計画の規定事項のうち、特に「重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項」については、家畜の種類ごとに当該事項とともに、それぞれの指導等に必要な期間及びその理由を明らかにする。また、原則として3年間の計画期間中に、当該都道府県内の全農場における必要な指導等が完了するよう、地域ごとの家畜の飼養農場数、家畜の飼養状況、指導等の進捗状況等を踏まえ、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項並びにその理由（以下「優先事項等」という。）を定め、地域の関係者の連携した防疫活動の実施等に資するため、別途公表する。また、指導計画の策定及び見直しに当たっては、指導計画の実施に係る年度ごとのスケジュール（以下、「年間指導スケジュール」という。）を3年分作成し、以降、毎年度、必要に応じて見直しを行う。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 家保は、毎年、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況について、国が別途示す様式、飼養衛生管理者が法第12条の4による定期報告等として行う自己点検の結果を確認する。
また、自己点検の方法等についても、必要な助言等を行う。
- (2) 家保は、年間指導スケジュールに基づく立入強化期間中に、全ての農場に少なくとも1回は家畜防疫員が立入り、一斉点検を実施し(1)の確認を行う。また、不遵守が認められた項目については、繰り返し指導を行い改善を図る。ただし、当該年度の4月以降に既に立入検査を実施した農場については、遵守状況、指導等の経過等を考慮し、電話又は文書指導を行うことも可能とする。
- (3) 畜産振興課は(2)の結果、飼養衛生管理基準の遵守状況が著しく不十分である場合は、必要に応じて、法第12条の5及び第12条の6の指導及び助言並びに勧告等を実施するとともに、命令違反時には原則、公表することとする。
- (4) 畜産振興課及び家保は、家畜の所有者等、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等に対し、最新の国内外の家畜伝染病に関する情報の共有や、必要な知識や技術の習得及び向上を図るための研修等を原則、年1回実施する。
- (5) 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等については、指導計画及び第三章により公表した優先事項等に即して、計画的に実施するよう努める。なお、国内における家畜の伝染性疾病的発生状況等を踏まえ、畜産振興課は、必要に応じて優先事項等を変更することができる。
- (6) また、畜産振興課及び家保、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等は、家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止に係る措置について相互に連携するため、県域及び各地域における衛生協議会等を活用し、家畜の所有者等による自主的取組を助長するため、必要な助言及び指導を行う。

- (7) さらに、家畜の伝染病の発生リスクが高まった時には、家保の一斉点検による早期通報、消毒実施や野生動物対策等の飼養衛生管理基準の徹底、県内一斉消毒の実施など発生予防対策をより一層強化するとともに、万一の発生に備えた動員体制、資材調達、関係団体との協力体制等について再確認する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病的発生状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

- (1) 畜産振興課及び家保は、平常時から各家畜の飼養農場における家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関する情報収集を行うとともに、国が示す全国的サーベイランスの方針等に基づき、県内全域を対象としたサーベイランスを実施し、家畜の伝染性疾病的発生の状況及び動向を把握する。
- (2) 全国的サーベイランスの実施に加え、各地域における監視伝染病や慢性疾病的の発生状況等を踏まえ、家保ごとに必要な検査を実施する。
- (3) 野生動物が感染拡大の要因となる豚熱及びアフリカ豚熱については、防疫指針に基づく捕獲野生いのししのサーベイランスを関係部局や猟友会等の関係団体と連携して、令和3年度から実施している。
- (4) 家畜の所有者等から得た飼養衛生管理に係る情報、サーベイランス及び病性鑑定の結果について、積極的に整理及び分析を行い、農場が講じるべき疾病対策を具体的に示すなど、家畜の所有者等に有用な情報を提供する。

令和6年度 サーベイランススケジュール

家畜 区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ブルセラ症	ブルセラ症清浄性確認	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	・輸入後1年以上経過した牛 ・流産又は死産で病性鑑定を実施した牛 ・種畜検査を行う牛	清浄性維持サーベイランス実施要領に基づく方法
牛	結核病	結核病清浄性確認	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	・輸入後1年以上経過した牛 ・種畜検査を行う牛	清浄性維持サーベイランス実施要領に基づく方法
牛	ヨーネ病	ヨーネ病発生予防及びまん延防止	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	乳用牛、肉用牛 (県外導入)	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に基づく方法
牛	伝達性海綿状脳症	伝達性海綿状脳症発生予防	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	96ヶ月齢以上の死亡牛	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に基づく方法
牛	アカバネ病 チュウザン病 アイノウイルス感染症 牛流行熱	アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症及び牛流行熱の発生予防	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	育成牛（未超越夏牛）	中和試験、エライザ法 立入検査及び通常行う方法

牛	牛伝染性リンパ腫	牛伝染性リンパ腫まん延防止	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	育成牛	エライザ法、PCR法
牛	牛ウイルス性下痢症	牛ウイルス性下痢症発生 予察及びまん延防止	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	乳用牛 (自家産、育成牛)	中和試験、PCR法
牛	牛伝染性疾病	飼養衛生管理に係る農場 での衛生指導又は遵守状 況の確認	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	牛	立入検査及び通常行う方法
豚	豚熱	豚熱発生予防	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	繁殖豚、肥育豚	エライザ法、蛍光抗体法、PCR法
豚	オーエスキー病	オーエスキー病発生予防	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	繁殖豚、肥育豚	ラテックス凝集反応、中和試験、エ ライザ法
豚	豚繁殖・呼吸障害症候群	豚繁殖・呼吸障害症候群 発生予察及びまん延防止	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	繁殖豚、肥育豚	エライザ法
豚	豚伝染性疾病	飼養衛生管理に係る農場 での衛生指導又は遵守状 況の確認	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	豚	立入検査及び通常行う方法
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	高病原性鳥インフルエン ザ発生予防	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	採卵鶏、肉用鶏	ウイルス分離検査、寒天ゲル内沈降 反応、エライザ法、簡易抗原検査

鶏 (種鶏)	ニューカッスル病	ニューカッスル病発生予察	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	種鶏	H I 試験
鶏 (種鶏)	家きんサルモネラ症	家きんサルモネラ症発生予察	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	種鶏	急速凝集反応
鶏 (種鶏)	鳥マイコプラズマ症	鳥マイコプラズマ症発生予察	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	種鶏	急速凝集反応
鶏	鶏伝染性疾病	飼養衛生管理に係る農場での衛生指導又は遵守状況の確認	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	鶏	立入検査及び通常行う方法
その他	馬、羊、いのしし伝染性疾病	各種伝染性疾病発生予防及び清浄化推進	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	馬、めん羊、山羊、 いのしし	立入検査及び通常行う方法
野生いのしし	豚熱	豚熱発生予察	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	死亡又は捕獲野生いのしし	P C R法
野生いのしし	アフリカ豚熱	アフリカ豚熱発生予察	県内全域	令和6年4月～ 令和8年3月	死亡又は捕獲野生いのしし	P C R法

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の 地域、時期等		実施の方法
牛、山羊及 びめん羊	(1) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	県内全域	令和9年3月31日まで	国が作成した「飼養衛生管理基準遵守の手引き」を活用し、立入検査や飼養衛生管理者が行う自己点検の確認により、指導指針及び県計画に即した指導を実施する。
	(2) 記録の作成及び保管	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(3) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(4) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(5) 衛生管理区域の出入口における車両の消毒	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(6) 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(7) 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(8) 衛生管理区域から退出する車両の消毒	〃	令和9年3月31日まで	〃
豚及びいの しし	(1) 記録の作成及び保管	県内全域	令和9年3月31日まで	〃
	(2) 獣医師等の健康管理指導	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(3) 衛生管理区域の設定	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(4) 埋却地の準備	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(5) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(6) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(7) 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(8) 飲用水の給与	〃	令和9年3月31日まで	〃

	(9) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 (10) 畜舎に立ち入る物の手指消毒等 (11) 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (12) 畜舎外での病原体による汚染防止 (13) 給餌施設、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止 (14) ねずみ及び害虫の駆除 (15) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (16) 衛生管理区域から退出する物の手指消毒等	" " " " " " " "	令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで	" " " " " " " "
鶏、あひ る、きじ及 び七面鳥	(1) 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践 (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3) 記録の作成及び保管 (4) 獣医師等の健康管理指導 (5) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (6) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (7) 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 (8) 飲用水の給与 (9) 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 (10) 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用 (11) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (12) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (13) 家きん舎等施設の清掃及び消毒	県内全域 " " " " " " " " " " " " " "	令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで 令和9年3月31日まで	" " " " " " " " " " " " " "

	(14) 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(15) 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	〃	令和9年3月31日まで	〃
馬	(1) 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の 実践	県内全域	令和9年3月31日まで	〃
	(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への 周知徹底	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(3) 記録の作成及び保管	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(4) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(5) 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(6) 厩舎に立ち入る者の手指消毒等	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(7) 厩舎の入口における靴の交換又は消毒	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(8) 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	〃	令和9年3月31日まで	〃
	(9) 衛生管理区域から退出する車両の消毒	〃	令和9年3月31日まで	〃

2 各年度の優先事項等

重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項のうち、優先的に指導等を実施すべき事項、家畜の種類、実施する地域及びその理由並びに各年度の取組について以下のとおり定め、毎年度、公表するものとする（参考1を参照）。

A) 牛、山羊及びめん羊（県内全域）

（1）家畜の所有者の責務の徹底、特定症状が確認された場合の早期通報

家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止において、基本となる取組事項であるため、令和6年度から令和8年度までの間、継続して徹底を図る。

（2）飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

（1）の取組を実施するために、飼養農場における防疫対策の具体的手順を記載したマニュアルを作成し、農場所有者等、従業員及び衛生管理区域に出入りする全ての者に対し、継続的に周知、実行していくことが重要である。そのため、令和6年度から8年度までの間、継続して徹底を図る。

（3）衛生管理区域の出入口における車両の消毒

これまでの状況から遵守率（31%）が低いことを踏まえ、家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止を図るために、特に重要な事項であるため、令和6年度から8年度までの間、継続して徹底を図る。

B) 豚及びいのしし（県内全域）

（1）衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用、畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用

これら2項目は飼養衛生管理の遵守状況に関する自己点検について、国が定める基本的な重要7項目に含まれており、3ヶ月に一度一斉点検する。衛生管理区域及び畜舎専用の衣服及び靴を設置し、使用することで病原体の侵入を防ぐ重要な取り組みと規定されているため、令和6年度から8年度までの間、継続して徹底を図る。

（2）衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等、衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等、畜舎に立ち入る者の手指消毒等

これらは（1）と同様、飼養衛生管理の遵守状況に関する自己点検について、国が定める基本的な重要7項目に含まれている。衛生管理区域、畜舎へ立ち入る人や車両について、消毒の徹底を図ることで病原体の侵入を防ぐ重要な項目であるため、令和6年度から8年度までの間、継続して徹底を図る。

（3）衛生管理区域への野生動物の侵入防止及び野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

国内における豚熱発生の主な要因として、感染した野生いのししや野生動物による農

場内侵入が考えられており、野生動物の農場への侵入防止対策が極めて重要な事項であるため、令和6年度から令和8年度までの間、点検や修繕について継続して徹底を図る。

(4) 埋却地等に備えた措置

家畜の伝染病が発生した場合、迅速なまん延防止措置を実施するための備えとして埋却地の確保が極めて重要であるため、農場ごとに埋却候補地を確保するとともに、事前に周辺住民への理解醸成に努める必要がある。また、埋却が困難な場合も想定されることから、焼却処理等の代替方法の準備も必要である。そのため、令和6年度から令和8年度の間、地域の協議会と連携し、これらの対策に努める。

C) 鶏、あひる、きじ及び七面鳥（県内全域）

(1) 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移の停止

家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止において、基本となる取組事項であるため、令和6年度から令和8年度までの間、継続して徹底を図る。

特に早期通報の基準（通例の2倍以上の死亡やチアノーゼ等の特定症状）については、具体的な数値や写真を用いて、全ての従業員が共通の認識を持つように徹底する。

(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底

(1) の取組を実施するために、飼養農場における防疫対策の具体的手順を記載したマニュアルを作成し、農場所有者等、従業員及び衛生管理区域に出入りする全ての者に対し、継続的に周知、実行していくことが重要である。

また、飼養衛生管理マニュアルは、全従業員等が理解しやすいように図示や多言語化などの表示形式にするとともに、マニュアル中には従業員に対する講習会の開催頻度や、更衣・消毒の手順及び手順の周知方法、手順に沿った実施ができているか事後確認するための入退場時の記録、防鳥ネットや除糞ベルトのカバー等の設置による野生動物の侵入防止対策や定期点検や修繕等についても具体的な記載を行う。

(3) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生の主な発生要因は、野鳥によるウイルスの農場内への侵入が考えられており、2cm以下の網目の防鳥ネット設置による野鳥の家きん舎への侵入防止対策が極めて重要な事項である。

本項目は飼養衛生管理の遵守状況に関する自己点検について、国が定める基本的重要な7項目に含まれており、令和6年度から8年度までの間、防鳥ネット設置状況の定期点検や不備がある場合の速やかな修繕について継続して徹底を図る。

また、ウインドウレスの家きん舎であっても、集卵ベルトや除糞ベルトの通過口等から野生動物の侵入を防止するためのカバーやシャッター等の適切な設置が重要であることから、防鳥ネット設置と同様に点検、修繕の徹底を図る。

さらに、家きん舎周辺には不必要な物品を置かないことや、草刈りを行い野生動物の隠れ場所をなくすことが重要であるため、令和6年度から8年度までこれらの実施について

徹底を図る。

(4) 埋却地等に備えた措置

家畜の伝染病が発生した場合、迅速なまん延防止措置を実施するための備えとして埋却地の確保が極めて重要であるため、農場ごとに埋却候補地を確保するとともに、事前に周辺住民への理解醸成に努める必要がある。また、埋却が困難な場合も想定されることから、焼却処理等の代替方法の準備も必要である。そのため、令和6年度から令和8年度の間、地域の協議会と連携し、これらの対策に努める。

(5) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用、畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用

これら2項目は飼養衛生管理の遵守状況に関する自己点検について、国が定める基本的な重要7項目に含まれており、衛生管理区域及び家きん舎に出入りする際の交差汚染防止対策は、ウイルスの家きん舎への侵入防止を図るために重要であるため、令和6年度から令和8年度の間、これらの実施について徹底を図る。

(6) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等、衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等、畜舎に立ち入る者の手指消毒等

これらの項目も飼養衛生管理の遵守状況に関する自己点検について、国が定める基本的な重要7項目に含まれている。衛生管理区域、畜舎へ立ち入る人や車両について、消毒の徹底を図ることで病原体の侵入を防ぐ重要な項目であるため、令和6年度から8年度までの間、継続して徹底を図る。

(7) 大規模農場の対応計画の作成

県内で肉用鶏を20万羽以上飼養する農場については、発生時の具体的な防疫措置を記載した対応計画を作成している。令和8年度までの間、継続して必要に応じて内容を見直し、対応計画を修正する。

令和6～8年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛、山羊及びめん羊	(1) 家畜の所有者の責務の徹底、特定症状が確認された場合の早期通報	県内全域	家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止において、基本となる取組事項であるため。	令和6年度から令和8年度まで
	(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	〃	(1) の取組を実施するために、飼養農場における防疫対策の具体的手順を記載したマニュアルを作成し、農場所有者等、従業員及び衛生管理区域に出入りする全ての者に対し、継続的に周知、実行していくことが重要であるため。	令和6年度から令和8年度まで マニュアルの作成については令和3年度
	(3) 衛生管理区域の出入口における車両の消毒	〃	これまでの状況から遵守率が低いことを踏まえ、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止を図るために、非常に重要な事項であるため。	令和6年度から令和8年度まで
豚及びいのしし	(1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用、畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用	県内全域	飼養衛生管理の遵守状況に関する自己点検について、国が定める基本的な重要7項目に含まれている。衛生管理区域及び畜舎に病原体の侵入を防ぐ、極めて重要な事項であるため。	令和6年度から令和8年度まで
	(2) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	〃	飼養衛生管理の遵守状況に関する自己点検について、国が定める基本的な重要7項目に含まれている。衛生管理区域及び畜舎に病原体の侵入を防ぐ、極めて重要な事項であるため。	令和6年度から令和8年度まで
	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 畜舎に立ち入る者の手指消毒等	〃		

	(3) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止及び野生動物の侵入防止のためのためのネット等の設置、点検及び修繕 (4) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止及び野生動物の侵入防止のためのためのネット等の設置、点検及び修繕埋却地等に備えた措置	〃	国内における豚熱発生の主な要因は、いのしし等の野生動物によるものであり、野生動物の農場への侵入防止対策が、極めて重要な事項であるため。 家畜の伝染病が発生した場合、迅速なまん延防止措置を実施するための備えとして埋却地の確保が極めて重要であるため、	令和6年度から令和8年度まで 令和6年度から令和8年度まで
鶏、あひる、きじ及び七面鳥	(1) 家さんの所有者の責務の徹底、特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止 (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (4) 埋却地等に備えた措置	県内全域 〃 〃	家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止において、基本となる取組事項であるため。 (1) の取組を実施するために、飼養農場における防疫対策の具体的手順を記載したマニュアルを作成し、農場所有者等、従業員及び衛生管理区域に出入りする全ての者に対し、継続的に周知、実行していくことが重要であるため。 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生の主な発生要因は、野鳥によるものであり、野鳥の家きん舎への侵入防止対策が、極めて重要な事項であるため。 家畜の伝染病が発生した場合、迅速なまん延防止措置を実施するための備えとして埋却地の確保が極めて重要であるため	令和6年度から令和8年度まで 令和6年度から令和8年度まで 令和6年度から令和8年度まで 令和6年度から令和8年度まで

	(5) 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等、畜舎に立ち入る者の手指消毒等 (6) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止及び野生動物の侵入防止のためのためのネット等の設置、点検及び修繕		飼養衛生管理の遵守状況に関する自己点検について、国が定める基本的な重要7項目に含まれている。衛生管理区域及び畜舎に病原体の侵入を防ぐ、極めて重要な事項であるため。 飼養衛生管理の遵守状況に関する自己点検について、国が定める基本的な重要7項目に含まれている。衛生管理区域及び畜舎に病原体の侵入を防ぐ、極めて重要な事項であるため。	令和6年度から令和8年度まで 令和6年度から令和8年度まで
--	--	--	---	---

Ⅱ I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

I の飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項の他に、推奨すべき事項として、以下の事項について実施することが必要である。

- (1) 家保は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとの主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）、有効な消毒薬や感染した家畜の病態等について、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携し、家畜の所有者等に対して周知を図る。
- (2) 家畜の伝染性疾病が発生した場合等、畜産振興課及び家保は、必要に応じて家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理基準に規定する事項以外の措置を講ずるよう指導を行う。
- (3) 家畜の所有者等は、インターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行いメールアドレスを取得したうえで、国及び県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境の整備に努める。
- (4) 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、各農場で取るべき対応を想定し、平常時からの準備に努める。
- (5) 家畜の所有者は、家畜（家きん）の死体の埋却地の確保するとともに周辺住民への理解醸成に努める。また、埋却地の確保が困難な場合、代替法を検討するとともに県が求める取組を行う。
畜産振興課及び家保は、地域の協議会と連携し、利用可能な市町村有の埋却候補地の決定、一般廃棄物焼却施設の利用の検討及び協定の締結を進める。また、湧水の恐れがある埋却候補地については、平常時において掘削調査を行い、利用可能であることを事前に確認することに努める。さらに、埋却及び焼却の実施が困難となる場合も想定し、移動式レンダリング装置や移動式焼却炉を設置するための候補場所の選定、土地管理者等の関係者との調整にも努める。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又は生産者団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止について、地域ごとに実効性を確保するためには、家畜の所有者又は生産者団体は、飼養衛生管理基準に関する情報共有、マニュアルの策定、効果的な研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業を活用した防疫資材の整備等の自主的措置に努めることが重要である。
- (2) そのため、畜産振興課及び家保は、市町村、関係団体及び猟友会等が生産者団体とともに相互の連携を図るためにも必要となる県及び地域の衛生協議会を設置し、家畜の所有者又は生産者団体が自主的措置として行う、次の①、②についての取組を支援する。

また、県及び地域の衛生協議会は、県が行う家畜衛生や生産振興施策に関する家畜の所有者又は生産者団体の理解醸成や課題やニーズを幅広く把握する場としても有効活用を図る。

- ① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時における、飼養衛生管理状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止措置

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保

- (1) 法第53条第4項の規定により、必要となる家畜防疫員の確保に努める。特に、県庁における獣医師の確保については、今後の定年退職スケジュールなどを考慮しながら、確保すべき人数の把握と確保に向けた取組を計画的に進める。

- (2) このため、平常時から、国や県の修学資金や再任用制度の活用等による農林水産分野の公務員獣医師の確保、獣医師以外の家保職員や公衆衛生分野の公務員獣医師の家畜防疫員への任命等により、家畜防疫員の確保を計画的に図るよう努める。

2 家畜防疫員の育成

- (1) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が開催する家畜衛生講習会等に積極的に参加し、家畜防疫員の知識、技術の向上を図る。
- (2) 畜産振興課、家保、畜産試験場の職員を参集した研修を毎年1回以上開催し、飼養衛生管理の指導、発生予防対策、まん延防止対策等を行うに当たり有益な技術的研修会及び講習会の機会を充実させる。また、研修等の内容については、生産振興、農業経営、環境対策等についても含め、施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養えるものとなるよう努める。
- (3) 防疫体制強化のためのワーキンググループを開催し、農場ごとに具体的な防疫計画を検討するとともに高病原性鳥インフルエンザ等県内発生時対処計画の農場データ編を整備する。また、家畜の伝染病が発生した場合の防疫措置に当たって、判断及び指揮等ができる家畜防疫員の育成を図る。
- (4) 畜産振興課は、関係都道府県及び国が出席する全国及び中国四国ブロック家畜衛生主任者会等において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図るとともに、有用な情報を家保に共有する。

Ⅱ 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 平常時から家畜と接している家畜の所有者や従事者の中から、国及び都道府県から提供される最新の家畜衛生に関する情報を活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在となる者を選任する必要がある。このため家保は、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、家畜と接する者や農場に出入りする者について飼養衛生管理を適正に実施しているかを確認し、必要に応じて指導することができる者であることを担保する観点から、(2)～(4)により選任指導を行う。

(2) 家保は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合等、その経営形態の性質から複数の衛生管理区域を一人で管理する場合でも、飼養衛生管理基準の遵守等に支障がなければ、この限りでない。

なお、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、家畜の所有者自身が飼養衛生管理者になることも可能とする。

(3) 家保は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。この際、次の①、②について留意する。

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が明らかになった場合には、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② また、飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方の場合、多数の衛生管理区域を一人の飼養衛生管理者が選任されている場合等、衛生管理区域の飼養衛生管理を適正に実施することが事実上困難と考えられる場合には、都道府県は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

家保は、飼養衛生管理者の業務に関する知識・技術の習得・向上を図るため、毎年1回以上、次の①～④の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者が当該研修に参加するよう指導等を行う。この際、家畜の所有者自身が当該研修に参加することも併せて推奨する。

- ① 国内外（特に県内）における家畜の伝染性疾病的発生状況及び動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 当該指導計画の内容
- ④ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 平常時には、畜産振興課は、必要に応じて国内外の家畜の伝染性疾病的発生状況等をこ

うち農業ネットメール配信サービスにより、提供するとともに、家保は、定期巡回指導の機会を活用し、国内外の家畜の伝染性疾病的発生状況などの情報を提供する。

(2) 県内において家畜伝染病的発生リスクが高まったときには、家保又は畜産振興課は、飼養衛生管理者の連絡先に直接、次の①、②の情報を提供する。

- ① 国内外の家畜の伝染性疾病的発生状況、家畜の導入や飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病的発生状況の調査に関する事項等の必要な事項
- ② 県内で家畜伝染病的発生した時又は野生動物における家畜の伝染性疾病的感染が確認された時には、当該疾病的発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等の必要な事項

(3) また、家保は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、畜産振興課は、技能実習生の受入団体等に対し、研修の実施、当該団体を通じた情報提供等に努める。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 法第12条の3の4第5項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付するものとし、国から指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を指導計画に反映させるよう努める。

また、指導計画の変更に当たっては、地域の協議会を活用して構成メンバーの意見を反映させるよう努める。

(2) 前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、国が別途示す様式により、7月31日までに国へ報告する。

(3) 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、(2)の様式により、4半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、(2)の様式により、速やかに国へ報告する。

(4) 県内で家畜伝染病的発生した時又は野生動物における家畜の伝染性疾病的感染が確認された時において、まん延を防止するため必要があり、法第34条の3に基づき、国から対象となる家畜の飼養農場の定期報告等の資料を求められた場合は、速やかに提出するよう努める。

(5) 法第47条に掲げる各規定による措置について、国から指示を受けた場合は、速やかに対応するよう努める。

- (6) 畜産事業者に対する補助事業等を措置するに当たっては、飼養衛生管理基準の遵守状況に係るクロスコンプライアンスの導入を検討する。特に規模拡大を行う畜産事業者に対する埋却地等の確保等、第三章に記載する重点的事項が確実に図られるよう取り組む。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

1 協議会等を活用した取組

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のためには、家畜の所有者、国、都道府県、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等が、それぞれの役割を自覚し、協議会等、関係者が常に情報共有や意思疎通を可能とする仕組みを構築することで相互に連携することが重要である。
- (2) そのため、中国四国関係県で組織するブロック協議会（現 家畜衛生主任者ブロック会議）において、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、次の①、②の事項等について、情報共有等を図り、相互に連携するものとする。
- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見、優良事例（市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等及び家畜の所有者等に対する効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。）、飼養衛生管理技術の向上のための指導事項等の情報提供、防疫演習、家畜の伝染性疾病の発生状況調査等の共同実施、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、県境域の消毒ポイントの設置及びその運営、家畜集合施設における催物の開催及び運用に関する方針、等連携強化に関する協議等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、人員及び資材の融通、県境域の消毒ポイントの共同運営、周辺の家畜の飼養農場における疾病発生の状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況の調査等に係る相互連携、家畜等の移動又は移出の制限、家畜集合施設の開催及び運用、ワクチン接種時の生体等の広域移動等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有
- (3) また、県内における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、市町村、生産者団体、関係団体、猟友会等と連携し、県協議会を設置する。県協議会においては、(2)のブロック協議会における取組に即して、次の①、②の事項等について、相互に連携するものとする。
- ① 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の支援、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等

- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時には、人員及び資材の支援、周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携、移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動、埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有

(4) さらに、家保の管内単位で県内7か所で地域ごとに、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、管内の市町村、生産者団体、関係団体、猟友会支部等と連携し、地域協議会を設置する。地域協議会においては、(3)の県協議会における取組に即して、次の①～③の事項等について、相互に連携するものとする。

- ① 平常時には、飼養衛生管理基準の制度内容、飼養衛生管理の現況、国又は都道府県による飼養衛生管理技術の向上のための指導事項等の情報共有、家畜の所有者等向けの研修会及び説明会の開催、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の支援、埋却地の確保等の連携強化に関する協議、野生動物への感染防止対策に関する協議等

- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時には、人員及び資材の融通、周辺農場における発生状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況調査等の防疫措置の実施に係る相互連携、移動又は移出の制限、ワクチン接種時の生体等の広域移動、埋却地の確保等まん延防止対策に係る協議、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有

- ③ 各地方公共団体の家畜衛生担当者向け研修会及び説明会等の共同実施や、人員、資材等の融通等まん延防止対策に関する連携、家畜所有者に対する支援策に関する情報共有

(5) その他、特に慢性疾患の対策等についても、地域協議会を活用し、優良事例（家畜の所有者等に対する効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。）、地域ごとの発生状況、家畜の伝染性疾患の清浄化に向けた計画及び対応方針等の情報共有を図り、相互に連携して課題の解決を図る。

2 協議会等の設置及び予定の状況

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
高知県養豚衛生協議会	高知県畜産振興課長 高知県畜産試験場長 高知県中央家畜保健衛生所長 同 田野支所長 高知県西部家畜保健衛生所長 同 高南支所長 高知県食品・衛生課長 高知県食肉衛生検査所長 高知県鳥獣対策課長 高知市農林水産課長 高知市食肉衛生検査所長 室戸市産業振興課長 奈半利町地域振興課長 四万十町農林水産課長 宿毛市産業振興課長 土佐清水市農林水産課長 大月町産業振興課長 （一社）高知県猟友会事務局長 （一社）高知県中央食肉公社専務理事 四万十市営食肉センター所長 高知県農業協同組合農畜産部畜産課長 （公社）高知県獣医師会長 高知県農業共済組合事業部長 （一社）高知県肉用子牛価格安定基金協会専務理事 （一社）高知県畜産会専務理事	令和2年9月30日	高知県畜産振興課	1 飼養衛生管理基準の遵守に関する事項 2 所有者等向けの研修会に関する事項 3 家畜伝染病発生時における作業人員及び防疫資材等の確保に関する事項 4 埋却地等の確保に関する事項 5 野生動物における疾病の浸潤状況調査及びまん延防止対策に関する事項 6 地域で問題となる慢性疾病対策に関する事項 7 その他目的達成に必要な事項

高知県家さん衛生協議会	高知県畜産振興課長 高知県畜産試験場長 高知県中央家畜保健衛生所長、同 田野支所長、 同 香長支所長、同 嶺北支所長 高知県西部家畜保健衛生所長 同 高南支所長、同 梶原支所長 高知県食品・衛生課長 高知県鳥獣対策課長 奈半利町地域振興課長 南国市農林水産課長 大川村むらづくり推進課長 高知市農林水産課長 高知市食肉衛生検査所長 須崎市農林水産課長 中土佐町農林課長 四万十町農林水産課長 黒潮町農業振興課長 宿毛市産業振興課長 大月町産業振興課長 高知県養鶏クラスター協議会長 四万十鶏普及推進協議会長 高知県食鶏農業協同組合長 高知県土佐ジロー協会長 高知県土佐はちきん地鶏振興協議会事務局長 三栄ブロイラー常務取締役 （公社）高知県獣医師会長 高知県農業協同組合農畜産部畜産課長 高知県農業共済組合事業部長 （一社）高知県肉用子牛価格安定基金協会専務理事 （一社）高知県畜産会専務理事	令和2年12月10日	高知県畜産振興課	1 飼養衛生管理基準の遵守に関する事項 2 所有者等向けの研修会に関する事項 3 家畜伝染病発生時における作業人員及び防疫資材等の確保に関する事項 4 埋却地等の確保に関する事項 5 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染状況の調査に関する事項 6 地域で問題となる慢性疾病対策に関する事項 7 その他目的達成に必要な事項
-------------	---	------------	----------	---

高知県酪肉衛生協議会	高知県畜産振興課長 高知県畜産試験場長 高知県中央家畜保健衛生所長 同 田野支所長 同 香長支所長 同 嶺北支所長 高知県西部家畜保健衛生所長 同 高南支所長 同 梶原支所長 高知県食品・衛生課長 高知県食肉衛生検査所長 高知県鳥獣対策課長 田野町まちづくり推進課長 安田町経済建設課長 本山町まちづくり推進課長 土佐町農畜林振興課長 高知市農林水産課長 高知市食肉衛生検査所長 中土佐町農林課長 四万十町農林水産課長 梶原町役場産業振興課 宿毛市産業振興課長 高知県酪農連合協議会長 JA高知県肉用牛部会長 （一社）高知県中央食肉公社専務理事 四万十市営食肉センター所長 （公社）高知県獣医師会長 高知県農業協同組合農畜産部畜産課長 高知県農業共済組合事業部長 （一社）高知県肉用子牛価格安定基金協会専務理事 （一社）高知県畜産会専務理事	令和2年12月10日	高知県畜産振興課	1 飼養衛生管理基準の遵守に関する事項 2 所有者等向けの研修会に関する事項 3 家畜伝染病発生時における作業人員及び防疫資材等の確保に関する事項 4 埋却地等の確保に関する事項 5 野生動物における疾病の浸潤状況調査及びまん延防止対策に関する事項 6 地域で問題となる慢性疾病対策に関する事項 7 その他目的達成に必要な事項
------------	--	------------	----------	---

地域協議会 (県内7地域で地域ごとに家保単位で設置)	管轄家保 管内市町村 JA支所 農業共済組合支所及び診療所 家畜の所有者等及び生産者団体 猟友会支部 関係事業者 と畜場 食肉衛生検査所	令和3年2～6月	管轄家保	1 飼養衛生管理基準の遵守に関する事項 2 所有者等向けの研修会に関する事項 3 家畜伝染病発生時における作業人員及び防疫資材等の確保に関する事項 4 埋却地等の確保に関する事項 5 野生動物における疾病の浸潤状況調査及びまん延防止対策に関する事項 6 地域で問題となる慢性疾病対策に関する事項 7 その他目的達成に必要な事項
---------------------------------------	---	-----------------	-------------	--

Ⅱ 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 特定家畜伝染性疾病等が家畜又は野生動物で発生した場合には、防疫指針に基づき、適切にサーベイランスを実施する。また、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) その際、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第 34 条の 2 に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- (3) また、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等についての周知を徹底する。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- (1) 法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な指導等のため、本指針及び指導計画の対象とする。
- (2) その際、都道府県は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点を明示し、指導等を行う。
また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明するなど、連携して行う。